成二十四年二月十 H

大阪府 知事 井 郎

規則 七

阪 府 財政運営基本条例施行規 則

(趣旨

(定義) 十六号。 5。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。この規則は、大阪府財政運営基本条例(平成二十三年大阪府条例第百三

第二条 この規則 の用語 の意義 は、 条例の定めるところによる。

(財政評価指標 の算定に係る項目)

- 第三条 して規則で定めるものは、 度において歳入の見込みがないものをいう。)とする。 条例第十七条第二項第一号の本来当該年度以外 赤字雑入(雑入として計上するも するもののうち、当該の年度に属すべき歳入 年
- 2 のをいう。)及び条例附則第五項の規定による減債基金への積立金とする。 規則で定めるものは、繰上充用金(前年度の予算への繰上充用が見込まれるも 条例第十七条第二項第一号の本来当該年度以外の年度に属すべき歳出とし 7
- 3 第五条第二項の規定による府債の発行及び財政調整基金からの繰入れによ 入とする。 条例第十七条第二項第二号の補完的な収入として規則で定めるものは、条例 る収
- 4 臨時税収補塡債及び臨時財政対策債とする。 条例第十七条第二項第三号の規則で定める府債は、減収補塡債、減税補塡
- 5 三十二条に規定する地方法人特別譲与税及び臨時財政対策債に係る収入とする。 のは、地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第 条例第十七条第二項第三号のその他の主要な一般財源 として規則で定めるも
- 6 条例第十七条第二項第四号の規則で定める資本的収入は、次に償還に係る元金、積立金、投資及び出資金並びに貸付金とする条例第十七条第二項第四号の規則で定める資本的支出は、建設 建設事業費、 府 債
- 次に掲げるも \mathcal{O} لح
- 行する地方債地方財政法 (減収補塡債を除く。)の発行による収入(昭和二十三年法律第百九号)第五条ただ 第五条ただし 書の 規定 ょ り 発
- 減収補塡債 の発行による収入の四分の一に相当するもの
- 号に掲げるも 建設事業費 のを除く。) に充当する国庫 補 助金その他の特定財源に相当する 収 入 (前
- 地方自治法(昭和二十二年府が所有する不動産の売払 法い
- 五. からの は常第六十七 七号) 第二百四十 条第 項 \mathcal{O} 基金
- 六 元 利償 還金に係る 収 入

例 項 \mathcal{O} 定 ょ る 府 \mathcal{O} に よる 収 入

(臨 的な 歳 又 は 歳 Ш \mathcal{O} 増 加 を う 事 象)

第四条 条例 条 第十条 例 第 +第 九 条 _ 第 項た _ だ項 \mathcal{O} 書 規 の則 規 で 定める 定 によ 多事象は 債 を負次 担に することとした損失補 掲げるも \mathcal{O} とする。

- 償 に係 いる債務 \mathcal{O} 履行
- 定に 条例 第十条 ょ り保 第三項 証 することとした債 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 務 読 \mathcal{O} 2 履 替 行 え 7 準 用 す る 同 条 第 項 ただ 書 \mathcal{O}
- 発 生 前二号に 掲 げ るも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か 次条各号に . 掲 げる事業に お け る 財 政 IJ ス \mathcal{D}

財 政 運営 \sim \mathcal{O} 影 が 特 に 大 政 IJ を う事

- 第五条 業で 生じた場合に、 て規則 あ って、 条 で定めるも 例第二十三 次に 代に掲げるもの一部で 一条第 のは、 --- 経済 項き لح 又 のい こする。 なは全部の 府 \mathcal{O} 財 政運ク 変化 を補 等に 営に 填する必要性 ょ 及 り事業の ぼ す影 が 収が 高 支 特 11 と認 12 12 大きな影 大 \Diamond き 5 11 n 響が る \mathcal{O} 事
- 大 阪 府 住 宅供 阪 府 土 地 開 発 公社 及 び 大 阪 府 道 路 公 社 に お け
- 土 地を造成 Ļ カュ つ、 当該 土 11 又 は賃貸を行う事
- 三 前 府二 が 一号に 撂 げ Ź Ł \mathcal{O} \mathcal{O} ほ カゝ ``` 知 事 が地 特の に 売払 要 性 が 高 1 と 認 8 5 れ る t \mathcal{O}

財 務 諸表等)

- 第六条 成 した財務諸 条例第二十 表及 五 び条 事第 業 _ の項 別 及 に作 び 第 成 六 項 した財務 \mathcal{O} 規 則 諸 で 定め 表とする。 る 書類 部 局 \mathcal{O} 别 に
- める書類とする た財務 財務諸表及び事業の別例第二十五条第三項及 にび 作 第 :成した 規則 行 政 で定 コ ス める書 計 算 類は、 書 そ \mathcal{O} 他 部 局 知 事 等 がの 別 必 要 12 کے 作 成
- 3 条例第二十五条第五 項 \mathcal{O} 規 則 で 定 8 域連る法 合 人 は 次 に 掲 げ る t \mathcal{O} い う
- 府 が 加 入する一 部 事 務 組合及 人び 広
- 府 が 設 立 独立 行 政 法
- 七十 大 則号) 府 0 出資法人等立した地方独立 条 第 _ \sim の関与事 項 E 規 定 す 項等 る出 を定め 資 法 る条例 平 成 年 大 阪 府

 \mathcal{O} 則 は 平成 兀 年二 月 + 日 カン ら施 行 す

は則 平成二十五年七月(平成二五年規則第 百十 -四号)

 \mathcal{O} 六 日 から 施行 す